

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 21 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例（平成27年10月武蔵野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(特定自己情報の開示)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る特定自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該特定自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第7号、次条第2項並びに第27条において同じ。）以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特</p>	<p>(特定自己情報の開示)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る特定自己情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該特定自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第7号、次条第2項並びに第27条において同じ。）以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特</p>	

定の個人を識別することが
できることとなるものを含
む。)又は開示請求者以外
の特定の個人を識別するこ
とはできないが、開示する
ことにより、なお開示請求
者以外の個人の権利利益を
害するおそれがあるもの。
ただし、次に掲げる情報を
除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場

定の個人を識別することが
できることとなるものを含
む。)又は開示請求者以外
の特定の個人を識別するこ
とはできないが、開示する
ことにより、なお開示請求
者以外の個人の権利利益を
害するおそれがあるもの。
ただし、次に掲げる情報を
除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等 (個人情報 の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場
合において、当該情報が

字句の改正

<p>合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>	<p>その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)から(8)まで (略)</p>	
---	--	--

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。